

## 報 道 資 料

令和5年6月27日

報道各社 様

静岡市消防局長

### 職員の懲戒処分の発令について

令和5年6月27日付けで、下記のとおり2件の懲戒処분을発令しましたので、内容等について公表します。

#### 記

##### 【1件目】

- 1 該当職員  
消防局 一般職員 20代 男性
- 2 事案の概要  
当該職員は、令和5年1月19日の非番日に同僚と県内のゴルフ場へ行った際に、同僚が施設のフロントのデスク上に置き忘れた現金1万円を窃取した。
- 3 懲戒処分の事由  
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号  
(法令等に従う義務違反、信用失墜行為)
- 4 懲戒処分の内容  
停職3箇月
- 5 懲戒処分年月日  
令和5年6月27日

##### 【2件目】

- 1 該当職員  
消防局 一般職員 30代 男性
- 2 事案の概要  
当該職員は、令和元年6月10日20時6分頃、軽自動車を運転中に対向車線を直進してきた二人乗りの普通自動二輪車に気付かず右折したため、当該車両と衝突し、運転者と同乗者に怪我を負わせた。  
なお、令和5年6月13日に当事者間の和解が成立した。
- 3 懲戒処分の事由  
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号  
(法令等に従う義務違反、信用失墜行為)

- 4 懲戒処分の内容  
減給1箇月（10分の1）
- 5 懲戒処分年月日  
令和5年6月27日

**【消防局長コメント】**

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和5年6月27日

静岡市消防局長 いけだ よしあき  
池田 悦章

**連絡先**

静岡市消防局 消防部 消防総務課

電話番号 054-280-0132